

遺体写真が刺激証拠に該当し法律的関連性を欠くとの主張が排斥された事例

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和3年4月19日
【事件番号】 令和2年（う）第552号
【事件名】 監禁、保護責任者遺棄致死被告事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 刑事訴訟法 297条1項・298条1項・306条・317条
【掲載誌】 判時2496号92頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571524

九州大学教授 田淵浩二

事実の概要

本件は、被告人兩名が、精神障害のある実子（被害者）を約10年間にわたり自宅敷地内のプレハブ小屋に監禁したこと及び、被告人兩名が上記小屋の室温を低温に設定するなどしたため極度に痩せた状態となっていた被害者を低栄養及び寒冷環境曝露により凍死させたことが、監禁及び保護責任者遺棄致死に当たるとして起訴された事件である。公判前整理手続において、検察官は、写真24枚（原審甲32）につき、被害者の遺体の状況等を立証趣旨として証拠調べ請求し、その取調べの必要性等について、以下のように主張した。〔ア〕写真番号1ないし7の遺体外観写真は、生前の外観と大きな差はなく、被害者の要保護性に関する被告人兩名の認識を立証する上で最も直接的で重要な証拠であり、イラストでの代替は困難である。また、被害者を撮影したビデオ映像は画質が粗く、適切な代替証拠とならない。〔イ〕上記の遺体外観写真及び写真番号13ないし15の内臓（心臓、胃粘膜）の写真は、争点となる死因につき証人尋問を予定している解剖医（C医師）の証言の信用性を判断する上で必要であり、イラストでは代替が困難である。〔ウ〕裁判員への過度の刺激性を緩和するためのマスク等措置を実施した又は実施する予定であるから、上記〔ア〕〔イ〕の必要性に比して、かなり小さい弊害しかない。

第一審裁判所は、甲32の写真につき提示命令を発して提示させるとともに、弁護人の証拠意

見等（写真番号1ないし7について、異議あり、必要性なし、イラストや上記ビデオ映像での代替が可能である、写真番号13ないし15について異議なしなどというもの）を聴いた上で、原審甲32の写真番号1ないし7及び13ないし15の計10枚（以下、併せて「本件写真」という。）を証拠採用した。第一審裁判所が、被告人兩名を有罪とし、それぞれ懲役13年を言い渡したのに対し、被告人から訴訟手続の法令違反や事実誤認等を理由に控訴が行われた。訴訟手続の法令違反の主張は、原審裁判所は、事実認定のために不可欠とまではいえず、他方で、見た者の感情を激しく揺さぶり、理性的な判断を妨げられるために、その法的関連性（証拠能力）が否定されるべき本件写真を採用して取り調べ、そのために、検察官による悲惨さを強調した不当な印象操作を許し、原判決の事実誤認や量刑不当を招いており、このような原審の訴訟手続には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があるというものであった。

判決の要旨

「本件写真には本件争点との関連性が明らかに認められ、証拠としての必要性も高いものであった上、解剖医によって、死亡直前の状況との相違点についても十分に説明がされ、一部についてはマスク等も施されているのであるから、法的関連性（証拠能力）に欠ける証拠とはいえない。後記のとおり、原判決に事実誤認や、不当に重い刑

を科した誤りがあるとは到底いえず、原審裁判所（裁判官及び裁判員）が、所論がいうように理性的な判断を妨げられたと疑わせる事情は認められない。遺体の写真がそれを見る者に痛ましさや悲惨さを感じさせるとの弁護人の指摘を踏まえても、本件においては、適切な代替証拠がなかったこともあり、原審裁判所が、本件写真を採用したことにはやむを得ない事情があったといえ、原審の訴訟手続に法令違反はない。

判例の解説

一 刺激証拠の採否の判断枠組み

遺体や傷害部位、解剖箇所等を撮影した刺激的または人の感情を煽るような写真は、「刺激証拠」と呼ばれている。刺激証拠は事実認定者に対し有罪・無罪や量刑の判断に影響する不当なバイアスを植え付ける危険があること、あるいはそうした写真を見慣れていない裁判員の精神的負担となり正確な証拠評価を困難にする危険があることを理由に、少なくともそのままの形で取り調べることが制限される場合がある。原審弁護人がそうであるように、刺激証拠の採用を争う理由としては、証拠の許容性または証拠調べの必要性を否定することが一般的である。もっとも、確認できる過去の裁判例は証拠調べの必要性を否定して使用を認めなかったものばかりである¹⁾。また、第一審が証拠調べの必要性がないことを理由に刺激証拠を取り調べなかったことを「不相当」とした上で、控訴裁判所が職権採用した事例もある²⁾。これに対し、本件は、刺激証拠の「法的関連性」（ないし「法律的関連性」）が控訴理由とされ、弁護人の主張を退けた事案である³⁾。

二 いわゆる「法律的関連性」の意義

「法律的関連性」は講学上の用語であって、法律上の用語ではない。アメリカ証拠法においては、関連性を有していてもその証明力は高くなく、証拠調べによってもたらされる不当な予断等により事実認定を誤る危険性の方が証明力を相当上回る証拠を排除する、事実審裁判所の裁量的権限が肯定されている⁴⁾。連邦証拠規則 403 条に代表されるように、当該権限を明文化している法域も多い。アメリカにおいて、このbalancing・テス

ト（利益衡量審査）による証拠の許容性を、“legal relevancy”と呼んでいる法律文献も見られる（ただし一般的というわけではない⁵⁾）。利益衡量による許容性審査は事案毎にすべての証拠を対象に行うことができ、悪性格証拠の排除法則や伝聞法則の例外を満たす証拠であっても、利益衡量審査の対象になる⁶⁾。これに対し、日本の裁判実務においては、証拠調べに伴う弊害は証拠調べの必要性（ないし相当性）の枠組みの中で考慮すべきとの見解が有力化している⁷⁾。当該見解に従えば、日本では連邦証拠規則 403 条のような許容性審査の枠組みは余計であることになろう。

しかしながら、アメリカ証拠法における利益衡量による証拠の許容性審査は、証拠調べの必要性判断とは「似て非なるもの」である。連邦判例によれば、前者は、証明力を最大に見積もり危険性を最小に見積もって行うべきであると理解されている⁸⁾。そのため、利益衡量審査による証拠排除は、排除すべき理由を明確に説明できる場合の例外的措置といえることができる。これに対し、日本の裁判実務において証拠調べの必要性は、必要でない理由の具体的説明を要しない裁判所にとって使い勝手のよい枠組みとして用いられてきた。それゆえ、証拠調べの必要性の枠組みによる証拠の採否は、刑事訴訟法 298 条が保障する証拠調べ請求権の軽視につながりかねないという本質的問題を孕んでいる⁹⁾。日本の裁判実務における証拠調べの必要性の枠組みへの依存の前提には、証拠の許容性審査だけでは「証拠の厳選」（刑訴規則 189 条の 2 参照）はできないという理解があるように思う。しかし、陪審制をとるアメリカにおいて証拠調べの必要性という職権色の強い枠組みに頼らずとも、証拠の厳選はできているのであるから、この点はアメリカ証拠法の詳しい研究が必要だろう¹⁰⁾。検察官や弁護士からは、証拠調べ請求権の保障の観点から、刺激証拠の採否も利益衡量による証拠の許容性審査の枠組みの中で行うべきことを支持する見解が有力である¹¹⁾。

三 刺激証拠の採否に関する実務運用

写真を証拠物として取り調べる場合は、展示によらなければならない（306 条）。そして、裁判官や裁判員は展示された証拠を十分に観察して、その証明力を判断しなければならない。しかしなが

ら、裁判員の中には刺激証拠を見ることをためらう人もおり、刺激証拠の展示が精神的負担となってしまうことが問題となっている¹²⁾。当該問題につき、最高裁判所事務総局が令和元年5月に公表した「裁判員制度10年の総括報告書」¹³⁾によれば、「裁判官の研究会等において、裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが典型的に大きい遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについても議論が進み、裁判員の負担への配慮という面のみならず、当該事案におけるベスト・エビデンスという観点からも、そのような証拠については、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が高まった。そして、真に必要性が認められる刺激証拠を採用する場合であっても、写真であれば枚数や取調部分を必要最小限のものに限定し、必要に応じて、白黒の写真を使用したり、写真をイラスト風に加工するなど、刺激を弱める工夫をするとともに、選任手続期日においてその旨を事前に説明し、証拠調べの直前にも再度その旨予告するなど、裁判員への衝撃を緩和する措置を講じる運用が行われている。」(10頁)との取りまとめになっている。「裁判員の負担への配慮という面のみならず、当該事案におけるベスト・エビデンスという観点からも」と述べていることから、単に刺激証拠が裁判員の精神的負担になるという理由だけでなく、代替証拠にベスト・エビデンスまたはそれに近いことを要求しているのが現在の実務運用と理解できなくはない¹⁴⁾。しかし、実務の現状に対しては、オリジナルの刺激証拠の排除が先にありきの対応になっていないかという懸念も示されており¹⁵⁾、評価は分かれるところであろう。

これに対し、陪審制の伝統を持つアメリカにおいては刺激証拠の許容性に関する裁判例は数多く蓄積されており、審査基準について一定の了解が形成されている。ここで詳述はできないが、アメリカでは刺激証拠の許容性を判断する際、(1)当該立証は犯人の特定のために絶対的か、それとも疑わしいか、及び(2)当該写真は必要な証拠か、それとも単なる陪審員の激情や偏見を生じさせるための検察側の策略か、を考慮しなければならない¹⁶⁾、①写真の関連性、②陪審員を刺激した

は感情を煽る傾向、③証明力と不当な偏見を生じさせる危険性との対比を審査しなければならない¹⁷⁾、刺激証拠の証明力が偏見の効果を上回るか否かを判断し、写真を許容する場合は、提示される写真の数、その詳細さや大きさ、白黒かカラーか、拡大の有無、代替証拠の使用可能性、及び個々の事案に固有の状況を考慮することが必要である¹⁸⁾、といった方法により審査が行われている。したがって、(1)それが有罪立証に欠かせない証拠であるときは、いくら刺激的であっても許容され、(2)そうでない場合であっても証明力が陪審員に与える不当な偏見を上回れば許容され、(3)許容してよい場合であっても、代替証拠の可能性も含め、より弊害の少ない展示の方法の有無が検討されているといえることができる。

四 本件写真に関する利益衡量審査

控訴審判決は、本件写真を許容すべき理由を次のように説明している。〔1〕被害者の遺体は、低栄養状態で、筋肉や脂肪が著しく少ない状態で温度調節機能の低下を示唆するとともに、下肢が外観上明らかに拘縮している状況にあった。被害者の死亡から遺体の写真撮影までに約7日間が経過しており、その間の死後硬直、乾燥、腐敗等の進行は否定できないものの、解剖医の原審公判供述により、乾燥による体重減はせいぜい数百グラム程度であることや、腐敗による変色の範囲等が説明されており、これらの説明を踏まえて被害者が死亡した頃の身体の状況を推認することができる。そして、被告人両名は、被害者の状態を直接あるいは監視カメラを通じて現に見ていたのであるから、このような被害者の状態は、被告人両名において被害者が要保護状態にあることを認識していたか否かの認定に資することが明らかである。また、監視カメラのビデオ映像は、本件居室上部から室内を撮影したもので接写した映像ではない上、被害者は毛布にくるまって過ごすことが多く、その身体の映像が写っていない場面も多いなど、被害者の状態に関する証拠価値が本件写真よりも大きく劣っている。〔2〕解剖医は、被害者の死因を凍死と判定した根拠として、左右の心臓血の色調差や胃粘膜の黒色斑を指摘しているところ、原審ではその判定の信用性が争われていたから、信用性の判断においては、判定の基になっ

た遺体写真においてそのような色調の差や斑点が存するかどうかを確かめる必要があり、現に解剖医は甲32の写真番号13ないし15に言及しながら証言しているのであって、イラスト等による代替は困難であったと考えられる。

〔2〕の証拠は解剖医の供述の信用性判断の上で欠かせないから、請求があれば取り調べるべき証拠と考えてよからう（そもそも原審弁護士は異議を述べていない）。これに対し、〔1〕の証拠は、死亡する直前の被害者の要保護状態の認識という要証事実との関係で関連性を肯定できるが、死後約7日間経過した写真であり、証明力が高いとはいえない。しかし、その証明力を肯定できるときに、裁判所が適当な代替証拠の存否やマスキング等の工夫によりどの程度証拠調べの弊害を低下させられるかを考慮した上で採用したのであれば、証拠調べ請求に応じたことが不合法とはいえないだろう。

●—注

- 1) 参照、金沢地判平29・8・1LEX/DB25546712、東京高判平30・11・15高検速報（平30）252頁（LEX/DB25564768）、大阪高判令2・1・28LEX/DB25564741。
- 2) 参照、福岡高判平30・7・5高検速報（平30）466頁（LEX/DB25564792）。
- 3) 本件同様、刺激証拠の許容性を争った被告人の主張が排斥された事例として、東京高判平24・7・10LEX/DB25482668がある。
- 4) 例えば、United States v. Costello, 221 F.2d 668, 674 (2nd Cir. 1955); Cotton v. United States, 361 F.2d 673, 676 (8th Cir. 1966)。
- 5) See, Cotton v. United States, 361 F.2d 673, 676 (8th Cir. 1966); Imwinkelried et al., Courtroom Criminal Evidence 1, 5th ed., Vol.1, § 313。
- 6) なお、アメリカ証拠法において事案毎の利益衡量による許容性審査と証拠の種類に応じて証拠能力を制限する証拠排除法則は概念的に区別されており、後者まで法律的関連性の言葉で説明している文献は見当たらない。
- 7) 参照、司法研修所編『裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方』（法曹会、2008年）26頁、司法研修所『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』（法曹会、2013年）38頁。
- 8) Deters v. Equifax Credit Info. Servs., Inc., 202 F.3d 1262, 1274 (10th Cir.2000); World Wide Ass'n of Specialty Programs v. Pure, Inc., C.A.10 (Utah) 2006, 450 F.3d 1132 (10th Cir.2000)。
- 9) 証拠調べの必要性がないことを理由に証拠調べ請求を却下できる場合があるとしても、その中身を個別・具体

化するべきである。参照、拙著「大型否認事件の審理上の課題——部分判決制度を含む」法時81巻1号（2009年）53頁、佐々木一夫「証拠の『関連性』あるいは『許容性』について」原田國男判事退官記念論文集『新しい時代の刑事裁判』（判例タイムズ社、2010年）203頁、成瀬剛「『証拠の関連性』概念による主張と証拠の整理」法時92巻3号（2020年）7頁。

- 10) 関連性概念によって証拠の厳選は可能である旨を説く文献として参照、笹倉宏紀「『証拠の関連性』をめぐるもうひとつの『つまずきのもと』」慶応ロー41号（2018年）169頁、佐々木一夫「『証拠の関連性』概念を巡る学説と実務の現在——刑事裁判実務における『関連性』概念の機能再生に向けて」刑ジャ63号（2020年）38頁。
- 11) 証拠の許容性の枠組みで刺激証拠の採否を決めることに肯定的な実務家の見解として、高崎秀雄「いわゆる刺激証拠について——裁判員裁判と証拠能力」酒巻匡ほか『井上正仁先生古稀祝賀論文集』（有斐閣、2019年）594頁、大澤裕ほか「〔座談会〕裁判員制度10年——その成果と課題」論ジュリ31号（2019年）80頁〔岡慎一発言〕及び82頁〔西谷隆発言〕、高野隆「裁判員制度の効果：10年を振り返って」自正70巻5号（2019年）24頁、本田恭子「判批」研修882号（2021年）41頁。
- 12) 裁判所が裁判員に刺激証拠を閲覧させたことの違法性を理由に国賠請求が行われた事案として、仙台高判平27・10・29訟月62巻7号1183頁（最終平28・10・25LEX/DB25544913により請求棄却が確定）。
- 13) https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/file/r1_hyousi_honbun.pdf（2022年4月11日最終閲覧）
- 14) こうした見解として、椎橋隆幸「裁判員裁判の現状と課題——制度施行10周年を迎えて」刑ジャ61号（2019年）51頁。
- 15) 菅野俊明「裁判員制度施行10年を迎えて②——検察の立場から」ひろば2019年7月号26頁。
- 16) McNeal v. State, 551 So.2d 151, 159 (Miss.1989); McNeal v. State, 617 So.2d 999, 1011 (Miss.1993); Smith v. State, 984 So. 2d 295, 305 (Miss. Ct. App. 2007)。
- 17) State v. Amaya-Ruiz, 166 Ariz. 152, 170, 800 P.2d 1260, 1278 (1990); Stokley, 182 Ariz. at 515, 898 P.2d at 464; State v. Murray, 184 Ariz. 9, 28, 906 P.2d 542, 561 (1995); State v. Cruz, 218 Ariz. 149, 168-69 ¶ 125, 181 P.3d 196, 215-16 (2008); State v. Lynch, 225 Ariz. 27, 234 P.3d 595,603 (2010)。
- 18) Long v. State, 823 S.W.2d 259, 272 (Tex.Crim.App.1992); Emery v. State, 881 S.W.2d 702, 710 (Tex.Crim.App.1994); Sonnier v. State, 913 S.W.2d 511, 518 (Tex.Crim.App.1995); Luna v. State, 264 S.W.3d 821, 829 (Tex. App. Eastland 2008)。